

地震はいつくるかわかりません。

耐震化への取組みは

お済みでしょうか。

「耐震改修促進計画」策定業務のご案内

計画策定を検討しているが、何から手をつければいいのかわからない

耐震診断・改修の実施率を、もっと向上させたい・・・

実際に

地震が来る、

その前に・・・

01. 「改正耐震改修促進計画」策定の背景



改正耐震改修促進法について

2006年1月、国土交通省は「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」（通称「改正耐震改修促進法」）を施行しました。

この法律は、兵庫県南部地震（1995年）の甚大な被害の後に制定された耐震改修促進法の効果が低かったため、より積極的な耐震化を実現するために改定されたもので、「市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする」（第5条第7項）と定められています。

改正のポイント

① 計画的な耐震化の推進

国が定めた基本方針に基づき、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

<耐震化の目標：75%（2003年）→ 90%（2015年）>

② 建築物に対する指導等の強化

- ・道路を閉塞させる住宅等に指導、助言を実施
- ・地方公共団体による指示等の対象を追加（学校、老人ホーム、危険物を取り扱う建築物など）
- ・地方公共団体の指示に従わない特定建築物の公表
- ・倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令

③ 支援措置の拡充

- ・耐震改修支援センターによる債務保証、情報提供などの実施
- ・住宅、建築物耐震改修等事業の拡充
- ・耐震改修促進税制の創設（所得税の控除、固定資産税の減額等）

- ・地震による死者数、経済被害の減少
- ・緊急輸送道路や避難路の確保
- ・早期復旧、復興が可能

被害を最小限に
抑えます

02. 全国の「耐震改修促進計画」策定状況



国土交通省によれば、全都道府県の「耐震改修促進計画」策定は2007年7月までに完了していますが、市区町村については約半数が未策定という状況です。

市区町村	策定済		策定予定有		未定等		
	市区町村数	割合	市区町村数	割合	市区町村数	割合	
合計	1831	40	2%	823	45%	968	53%

<出所：国土交通省による「耐震改修促進計画の策定状況」（2007年4月1日）>

国の基本方針が2015年までに耐震化率を90%にすると定めており、また、いつ・どこで地震が発生してもおかしくない状況を考慮すると、耐震改修への早急な取り組みが求められます。

03. 「耐震改修促進計画」策定に関わる当社の支援内容

計画策定と、それに関わる調査・分析から協議会等の運営支援まで、
トータルに支援させていただきます。

1. 現状調査と分析

既往資料をもとに主に下記事項を整理し、計画策定にあたっての基礎条件としてとりまとめます。

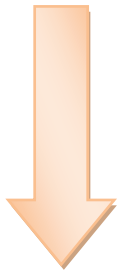


- 特定建築物※、及び公共建築物の耐震化の現状
- 都市における地震災害履歴
- 地形や地盤の状況

※学校・老人ホーム等、多数の者が利用する建物のうち、一定規模以上（耐震改修促進法第6条に規定）で、昭和56年以前に建築されたもの。

2. 建築物耐震改修促進計画（案）の作成

現状調査・分析結果や県計画の方針等を踏まえ、耐震改修計画(案)として下記事項をとりまとめます。



- 1) 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図る施策
（基本的な取り組み方針、優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定、重点的に耐震化すべき区域の設定、地震発生時に通行を確保すべき道路の設定等）
- 3) 地震に対する意識啓発及び知識普及に関わる事項
- 4) 耐震化を促進するための指導・指示のあり方及びその他必要な事項

3. 検討委員会等の運営支援

有識者・建築関係団体・行政職員等により構成する「検討委員会」などの運営支援（資料作成、進行補助、とりまとめ）から、市民意向反映のためのパブリックコメント等の実施支援まで、意見集約のための取り組みをトータルにコーディネートさせていただきます。



4. 耐震改修促進計画及び地震防災マップの作成

業務を通じた調査・検討成果を「耐震改修促進計画 計画書」としてとりまとめるとともに、広く市民へ周知するための「地震防災マップ」を作成します。地震防災マップは、緊急時に備え、子供から高齢者まで誰もが理解しやすいものとなるよう留意して作成します。



日本の国土は、地形・地質・気象・地理的に極めて厳しい条件下にあるため、地震・浸水被害・土砂災害などの自然災害による被害を受けやすくなっています。特に近年の都市化の進展に伴い、人口・資産が都市部へ集中しているため、甚大な被害をもたらす潜在的な危険性が高まっています。

そのため、**当社は災害に強い安全なまちづくりを最重要課題の一つとして捉え、業務を展開しています。**

具体的には、地震などの災害対策について住民・行政双方の視点で捉えながら、豊富な業務経験を活かして、徹底した危機管理体制の構築とあらゆる災害に備えた被害想定を行い、**防災に関する総合技術サービスを提供できるよう努めています。**なお、これまで**耐震改修促進計画の他、地域防災計画や防災アセスメント調査等、防災に関連する幅広い業務を実施しています。**

実績

業務名	概要	お客様名
氷見市立小中学校施設耐震化優先度調査業務	市内の小中学校において、旧耐震基準の建物を対象に、建物の形状やコンクリート強度等から改修の優先度評価を行いました。	氷見市
泉佐野市耐震改修促進計画策定調査業務	新耐震基準による既存不適格建築物や特定建築物の現状・耐震改修の実施状況・今後の実施目標・耐震改修促進に関する実施施策等について取りまとめると共に、市民への啓発及び知識普及を図るため、地域毎に地震の揺れやすさを表示した地震防災マップを作成しました。	泉佐野市
練馬区立富士見台小学校校舎屋内運動場耐震補強実施設計業務委託	屋内運動場の耐震補強に向けて、建築構造設計図・耐震性能判定表等、補助金申請に必要な資料作成を行いました。	練馬区
松浦市耐震改修促進計画策定業務委託	住宅・建築物の耐震化の基本事項や、民間特定建築物所有者アンケート調査結果を踏まえ、耐震診断/耐震改修の実施に関する現状及び目標設定と実施方針の設定を行うと共に、市民の意識啓発・知識普及に向けてPRパンフレットを作成しました。	松浦市

この他にも、複数の都市で耐震改修促進計画に関わる業務を行い、様々なノウハウを有しています。

お問い合わせ先

私が担当させていただきます。

昭和株式会社

ISO9001認定

(本社) 東京都千代田区平河町1-7-21

<http://www.sho-wa.co.jp>

当社は、全国48か所に事業所があります。

お気軽にご連絡ください。